

旅 客 営 業 規 則

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、多摩都市モノレール株式会社（以下「社」という。）の旅客の運送について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便を確保すると共に事業の能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 社線による旅客の運送については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

2 社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、社は変更および変更内容を予め告知するものとする。また、変更後の効力発生日以降に旅客が社線を利用した場合、旅客はこの変更に同意したものとみなす。

(用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「社線」とは、社の経営する軌道をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- (3) 「列車」とは、旅客の運送を行う電車をいう。
- (4) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- (5) 「乗車券」とは、社と旅客との運送契約に基づいて社が旅客運賃と引換えに旅客に交付する証票をいう。
- (6) 「危険品」とは、別表第 1 に掲げるものをいう。

(運賃前払いの原則)

第 4 条 旅客運送の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は現金をもって所定の運賃を支払うものとする。ただし、社において特に認めた場合は、後払いすることができる。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券との引換えを含む。）ことができる。

- (1) 普通旅客運賃、回数旅客運賃については共通利用が可能な I C カード。
- (2) 定期旅客運賃については、社において特に認めた小切手。

(契約の成立時期及び適用規定)

第 5 条 旅客運送の契約は、別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客運送等の制限又は停止)

第6条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため必要がある時は、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限又は発売の停止。
- (2) 乗車区間、乗車方法、入場方法又は乗車する列車の制限。
- (3) 手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目、持込み区間又は持込みの列車の制限。

- 2 前項の制限又は停止する場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払戻しの請求をしない。

- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、社において他の鉄道、自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(キロ程の端数計算方)

第8条 キロ程を用いて運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず1日として計算する。

(旅客の提出する書類)

第10条 旅客運送の契約に関して旅客が社に提出する書類は、黒のインク又はボールペンをもって記載し、かつ特に定めるものについては、これに証印を押印する。

- 2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に相当の証印を押印する。

(認定学校の定義及び認定)

第 1 1 条 この規則において「認定学校」とは、次の各号の 1 に該当する学校で社から認定を受けたもの及び学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条の規定による学校をいう。

(1) 学校教育法第 1 条の規定による学校に準じる学校で、修業期間が 1 年以上で、かつ、1 年の授業時間数が 7 0 0 時間以上のもの。

(2) 学校教育法第 8 3 条の規定による私立学校及び学校教育法によらない学校で、設立後 1 年以上経過し、修業期間が 1 年以上で、かつ、1 年の授業時間数が 7 0 0 時間以上のもの。

2 前項の認定を受けようとする学校は、その代表者から所定の申請書を提出しなければならない。またその申請書の記載事項に変更があるときは、その代表者は直ちにこれを届け出なければならない。

3 東日本旅客鉄道株式会社制定の学校及び救護施設指定取扱規則（昭和 6 2 年 4 月公告第 6 号）第 2 条において規定する学校については、社における認定学校とみなす。

第2編 旅客営業

第1章 通則

(乗車券の購入及び所持)

第12条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

(キロ程)

第13条 旅客運賃の計算その他の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

2 営業キロ程は、別表第2のとおりとする。

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(乗車券の種類)

第14条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券
 - ア. 片道乗車券
 - イ. 往復乗車券
- (2) 定期乗車券
 - ア. 通勤定期乗車券
 - イ. 通学定期乗車券
- (3) 回数乗車券
- (4) 団体乗車券
- (5) 貸切乗車券

(乗車券の発売箇所)

第15条 乗車券は駅において発売する。ただし、片道乗車券以外は、社の指定した駅において発売する。

2 乗車券は前項に規定するほか、社が指定した箇所において発売することがある。

(乗車券の発売範囲)

第16条 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、普通乗車券以外は、発売駅以外の駅から有効なものを発売することがある。

(乗車券の発売日)

第 17 条 乗車券は次の各号に定めるものを除いて、発売当日から有効開始となるものを発売する。

(1) 定期乗車券は、有効開始日の 14 日前から発売する。

(2) 団体乗車券及び貸切乗車券は、運送引受後であって旅客の出発日の 14 日前から発売する。

2 前項の規定によるほか、貸切乗車券の発売日は、出発日の 3 日前までとする。ただし、特にその期限を定める場合は、この限りではない。

(乗車券の発売時間)

第 18 条 駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、普通乗車券以外はその発売時間を別に定めることがある。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱方)

第 19 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 20 条 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は無効として回収する。

(1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。

(2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。

(3) 有効期間を経過したものを使用したとき。

(4) 有効期間内であっても、使用資格を失った者が使用したとき。

(5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

(1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。

(2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 21 条 旅客が列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより片道乗車券又は往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間・経路又は旅客運賃が異なるものを除く。

（被救護者に対する割引普通乗車券の発売）

第 2 2 条 社が認定した施設に救護又は保護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 2 3 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、付添人を付ける場合は、被救護者 1 人について 1 人に限り、当該被救護者の乗車区間と同一区間の片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

3 前項の規定により付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が片道乗車の場合であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することができる。

4 東日本旅客鉄道株式会社制定の学校及び被救護施設指定取扱規則（昭和 6 2 年 4 月広告第 6 号）第 2 1 条に規定する施設は、社が認定した施設とみなす。

（被救護者割引証）

第 2 3 条 被救護者は、前条第 1 項の規定により割引普通乗車券を購入しようとするときは、その救護又は保護を受ける施設の代表者から所定事項を記入して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、これを提出しなければならない。

2 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

3 被救護者旅客運賃割引証の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

（臨時特殊割引普通乗車券の発売）

第 2 4 条 社が特に必要と認める場合は、臨時に特殊割引普通乗車券を発売することがある。

2 前項の規定により臨時特殊割引普通乗車券を発売するときは、発売駅、発売区間、発売期間等をその都度関係の駅に掲示する。

第 3 節 定期乗車券の発売

（通勤定期乗車券の発売）

第 2 5 条 社線の区間を常時乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事

項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は6 箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(被救護者に対する割引通勤定期乗車券の発売)

第26条 前条の場合に、被救護者が第23条に規定する被救護者旅客運賃割引証をあわせて提出したときは、割引通勤定期乗車券を発売する。

2 社線の区間を被救護者に付添人が常時同行する場合には、被救護者1人に対し付添人1人に限り、前項の規定を準用する。

(通学定期乗車券の発売)

第27条 認定学校の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため、社線を常時乗車する場合で、その在籍する認定学校の代表者が必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第77条に規定する通学定期乗車券購入兼用の学生証を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍する認定学校もより駅との相互間の1 箇月、3 箇月又は6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

2 前項に規定する場合において、放送大学の学生に対しては、通学定期乗車券の発売は行わない。

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1 箇月間とする。

4 通学証明書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(被救護者に対する割引通学定期乗車券の発売)

第28条 前条の場合に、被救護者が第23条に規定する被救護者旅客運賃割引証をあわせて提出したときは、割引通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第29条 第25条又は第27条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、一括して発売することができる。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を付加して発売することができる。

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第30条 社線の同一区間をしばしば乗車する旅客に対しては、その区間に有効な11 券片の回数乗車券を発売する。ただし、その乗車する区間については、片道乗車券が発売できる範囲内とする。

(通学用割引回数乗車券の発売)

第 3 1 条 認定学校のうち次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接指導、試験又は学校行事のため、前条に定める区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する認定学校の代表者において、必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該認定学校もより駅までの区間について通学用割引回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成 1 4 年法律第 1 5 6 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生。

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒。

2 前項の規定により提出する旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

3 前項の旅客運賃割引証の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

第 5 節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 3 2 条 一団となった旅客の全員が、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の 1 に該当し、かつ、社が団体として運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア. 次の 1 に該当する学校等の学生等が 2 5 人以上とその付添人、当該学校等教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）又はこれに同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 2 9 年法律第 1 4 3 号）第 2 条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したもの又は盲学校、ろう学校及び養護学校（小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に設置された、これらの学級を含む。）並びに 1 学年の在籍人員が 2 5 人未満のとき（在籍人員が 2 5 人以上で、疾病等やむを得ない事由により、参加する人員が 2 5 人未満のときを含む。）の生徒又は児童の場合は、その人員が 2 5 人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 認定学校の学生（放送大学の学生は除く。）、生徒、児童又は幼児。

(イ) 児童福祉法第 3 9 条に規定する保育所及び同法第 3 9 条の 2 に規程する幼保連携型認定こども園の児童。

(ロ) 社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）に基づき開設した勤労青年学校で都道府県教育委員会が証明したものの生徒。

(ハ) 青年学級振興法（昭和 2 8 年法律第 2 1 1 号）第 2 条に規定する青年学級のうち、文部省の指示により都道府県教育委員会が証明したものの学級生。

イ. アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が、次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員は旅客 1 人につき 1 人とする。

(ア) 幼稚園の園児、保育所及び幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

(イ) 障害又は虚弱のため、社において付添を必要と認めるとき。

ウ. アの旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が100人までごとに1人とする。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

(団体旅客運送の申込)

第33条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員、行程、乗車すべき列車及びその他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、社において特に認めた場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができる。

2 前項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は学校長。（保育所、青年学級又は勤労青年学校の代表者を含む。以下同じ。）ただし、数校連合の場合で学校長が申込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示する。

(2) 普通団体

代表者。

3 前項第1号の場合で数校連合のときは、団体旅客運送申込書の団体名欄に関係学校別の人員を明示する。

4 団体旅客運送申込書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(団体旅客運送の引受け)

第34条 旅客から前条の規定により団体旅客運送の申込みを受けた場合で、社において運輸上支障がないと認めたときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に次の様式により団体旅客運送引受書を交付する。ただし、団体旅客運送申込書に引受けした旨を記載し、その交付に代えることがある。

3 前項の規定によって、団体旅客運送引受書の交付を受けた団体旅客申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

4 団体旅客運送引受書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(団体旅客申込人員等の変更)

第35条 団体旅客運送の引受け後、旅客の都合による申込人員又は乗降駅等、取扱条件の変更は、社において運輸上支障がないと認めた場合に限りこれを行う。

第 6 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 3 6 条 貸切乗車券は、列車を単位として貸切る旅客に対して発売する。

(貸切旅客運送の申込)

第 3 7 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員、行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。

2 貸切旅客運送申込書は、第 3 3 条第 4 項に規定する団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の引受け)

第 3 8 条 旅客から前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合で、社において運輸上支障がないと認めたときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により貸切旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、第 3 4 条第 4 項に規定する団体旅客運送引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正する外、貸切旅客運送の引受けに関する必要事項を加除訂正した貸切旅客運送引受書を交付する。ただし、貸切旅客運送申込書に引受けした旨を記載し、その交付に代えることがある。

3 前項の規定によって、貸切旅客運送引受書の交付を受けた貸切旅客申込者は、貸切乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(保証金)

第 3 9 条 前条の規定によって、貸切旅客運送引受書の交付を受けた貸切旅客申込者は、当該貸切運送引受けの内容によって計算した貸切旅客運賃の 1 割に相当する額（100円未満の端数は、100円単位に切り上げる。）を保証金として納付するものとする。

2 前項の規定による保証金は、社の責めに帰する事由による場合を除き、貸切旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件とし、次の各号に定めるところによって取扱うものとする。

(1) 保証金は、当該貸切旅客申込者が指定された期日までに納付することとし、その期日までに納付しないときは、当該貸切旅客運送の申込みを取り消したものとみなす。

(2) 社の責めに帰する事由により、当該貸切旅客運送の申込みを取り消したときは、納付した保証金相当額を返還する。

(3) 保証金は、貸切乗車券発売の際、貸切旅客運賃の一部に充当する。

第 3 章 旅客運賃

第 1 節 通則

(旅客運賃の種類)

第 4 0 条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通旅客運賃
 - ア. 片道普通旅客運賃
 - イ. 往復普通旅客運賃
- (2) 定期旅客運賃
 - ア. 通勤定期旅客運賃
 - イ. 通学定期旅客運賃
- (3) 回数旅客運賃
- (4) 団体旅客運賃
- (5) 貸切旅客運賃

(旅客運賃の計算上の経路)

第 4 1 条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程の計算)

第 4 2 条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合、別に定める場合を除いて、社線が同一方向に連続する場合に限りキロ程を通算して計算する。

2 前項の規定により旅客運賃を計算する場合、計算経路の一部又は全部が復乗となるときは、復乗が開始される駅においてキロ程を打ち切って各別に計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第 4 3 条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を収受する。

- | | |
|----|-------------|
| 大人 | 12才以上の者 |
| 小児 | 6才以上12才未満の者 |
| 幼児 | 1才以上 6才未満の者 |
| 乳児 | 1才未満の者 |

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。

- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。但し、2人をこえた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

3 前項の規定による場合のほか、幼児又は乳児に対しては旅客運賃を収受しない。

(小児の旅客運賃)

第44条 小児の片道普通旅客運賃又は定期旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃又は定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10円未満の端数を切上げて10円単位とした額（以下この計算方法を「端数計算」という。）とする。

(割引の旅客運賃)

第45条 割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差引いて、端数計算した額とする。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第46条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃及び往復乗車する場合の普通旅客運賃)

第47条 大人片道普通旅客運賃は、別表第3のとおりとする。

2 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

3 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区间ごとの割引の片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第48条 第22条の規定により被救護者又は付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

(臨時特殊割引)

第49条 第24条の規定により割引普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第50条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

(2) 大人通学定期旅客運賃

2 前項の定期旅客運賃は、別表第3のとおりとする。

(被救護者割引)

第51条 第26条及び第28条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引定期乗車券を発売する場合は、定期旅客運賃の5割を割引する。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(端数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第52条 第29条の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は別に定める。

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第53条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第54条 第31条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合、次の各号の定めるところによって回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第31条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人回数旅客運賃について、2割引。
- (2) 第31条第1項第2号に規定する学生に対しては、大人回数旅客運賃について、5割引。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第55条 第32条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

人 員	26人以上	無 賃 扱 人 員
割引率	3 割	26人以上 99人まで うち1人 100人以上100人までを増すごとに うち1人

(2) 普通団体

人 員	2 5 人以上	無 賃 扱 人 員
割引率	1 割	2 5 人以上 9 9 人まで うち 1 人 1 0 0 人以上 1 0 0 人までを増すごとに うち 1 人

(団体旅客運賃の計算方)

第 5 6 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人あたり大人普通旅客運賃から割引額を差引いた額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人あたり小児普通旅客運賃から割引額を差引いた額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

第 6 節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第 5 7 条 第 3 6 条の規定によって列車を貸切とする場合には、その車両の座席定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

2 車両の座席定員は、1 5 8 名とする。

(貸切旅客運賃の最低額)

第 5 8 条 前条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、その全貸切区間の旅客運賃が 1 6 キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても、前条の規定によって計算した 1 6 キロメートル分の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第 5 9 条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過するときは、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(車両の留置料金)

第 6 0 条 貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に留置させる場合で、その留置時間が 1 時間を越えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 1 時間を越えるときは、その超過時間について、1 編成につき 3 0 分までご

- とに5, 240円の留置料金を収受する。
- 2 前項の規定による車両の留置料金は貸切乗車券の発売駅において収受するものとし、貸切旅客運賃とあわせ収受する。

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

(乗車券の使用条件)

- 第61条** 乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。
- 2 同一旅客が同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車券について、その1枚を使用する。
- 3 普通乗車券以外の乗車券は、乗車以外の目的で使用するできない。

(乗車券の効力の特例)

- 第62条** 乗車券は次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。
- (1) 大人用の普通乗車券を小児が使用して乗車する場合。
- (2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。

(券面表示事項が不明となった乗車券)

- 第63条** 乗車券はその券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。
- 2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅(団体乗車券、及び第31条の規定により発売する通学用割引回数乗車券にあっては発売駅、その他の乗車券にあっては社が指定する駅)に差出して書換えを請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書換えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、不明事項が判別できるときに限って当該乗車券と引換えに再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は券面表示事項又は様式の整っていない乗車券について準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

- 第64条** 旅客は、第62条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第 6 5 条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したもの
を除き、当該乗車券を発売した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第 6 6 条 小児用の乗車券は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 1 2 才に達
した場合であっても、第 6 1 条の規定にかかわらず、これを使用することが
できる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱方)

第 6 7 条 旅客が当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合
は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるもの
であって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 6 8 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

ア. 片道乗車券 1 日

イ. 往復乗車券 2 日

(2) 定期乗車券

ア. 通勤定期乗車券 1 箇月、3 箇月、6 箇月

イ. 通学定期乗車券 1 箇月、3 箇月、6 箇月

(3) 回数乗車券

発売日から 3 箇月とする。ただし、第 3 1 条第 1 項第 2 号に規定する生
徒に対して発売する通学用割引回数乗車券にあつては 6 箇月とする。

(4) 団体乗車券 その都度定める。

(5) 貸切乗車券 その都度定める。

(継続乗車)

第 6 9 条 入場後に有効期間を経過した当該乗車券は、途中下車しないでその
まま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第 6
1 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(途中下車の禁止)

第 7 0 条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）に
よって、その券面に表示された発着区間内の任意の駅に下車して出場した後、
再び列車に乗継いで旅行することができない。

(回数乗車券の効力の特例)

第 7 1 条 大人用の回数乗車券（第 3 1 条の規定により、発売した割引回数乗車券を除く。）を、小児が同時に使用する場合は、第 6 1 条の規定にかかわらず、1 券片をもって小児 2 人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書換え)

第 7 2 条 定期乗車券の使用者が氏名を改めた場合は、これを社が指定する駅に差出してその氏名の書換えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第 7 3 条 乗車券（往復乗車券又は回数乗車券については、その使用券片）は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない乗車券で下車したとき。
- (2) 旅客が第 1 4 4 条の取扱いを受けたとき。
- (3) 伝染病予防法（明治 3 0 年法律第 3 6 号）第 1 8 条の規定によって途中で下車させられたとき又は鉄道営業法（明治 3 3 年法律第 6 5 号）第 4 2 条の規定によって、車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 7 4 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 2 0 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 第 7 8 条及び第 7 9 条の規定により証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客がこれを携帯していないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第 6 9 条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 6 6 条に規定する場

合を除く。

(12) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第 7 5 条 定期乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。

(3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。

(4) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。

(5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(6) 定期乗車券の区間と連続しない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。

(7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。

(8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。

(9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。

(10) 通学定期乗車券を使用する旅客が第 7 7 条に規定する証明書を携帯していないとき。

(11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。

(12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（乗車券が無効となる場合の特例）

第 7 6 条 前 2 条の規定は、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、適用しない。

（通学定期乗車券の効力）

第 7 7 条 通学定期乗車券は、その通学する認定学校の代表者の発行した様式第 7 号による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

（通学用割引回数乗車券の効力）

第 7 8 条 第 3 1 条の規定により発売した通学用割引回数乗車券は、放送大学の学生又は通信制課程の生徒であることを証明する身分証明証を携帯する場合に限って有効とする。

(被救護者用割引乗車券の効力)

第 7 9 条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とする。

3 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券の往片は、第 1 項規定によるほか、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

4 旅行証明書の様式は、様式第 8 号のとおりとする。

第 5 章 乗車券の様式

第 1 節 通則

(乗車券の表示事項)

第 8 0 条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名
- (6) 前各号のほか、必要な事項

2 次の各号に掲げる乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することができる。

- (1) 臨時に発売する乗車券
- (2) その他特殊の乗車券

3 第 1 項のほか、小児乗車券等にあつては、次の各号に規定する記号を当該乗車券の表面に表示する。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 小児用として発売する乗車券 | 小 |
| (2) 被救護者及び付添人に発売する割引普通乗車券 | 割 |
| (3) 認定学校の学生に発売する乗車券 | 学 |
| (4) 放送大学の学生に発売する通学用割引回数乗車券 | 放 |
| (5) 通信制高等学校の学生に発売する通学用割引回数乗車券 | 信 |
| (6) 再交付・再発行した乗車券 | 再 |
| (7) 期間を調整する定期乗車券 | 調 |
| (8) 期間を継続する定期乗車券 | 継続 |
| (9) 被救護者に発売する割引定期乗車券 | 救 |
| (10) 被救護者の付添人に発売する割引定期乗車券 | 添 |
| (11) 共通利用が可能な I C カードで購入した乗車券 | I C |

(12) 一括発行の定期乗車券

括

(字模様の印刷)

第 8 1 条 この章に規定する乗車券は、別に定める場合を除いて、券面に様式第 9 号の字模様の印刷する。

(乗車券の駅名等の表示方)

第 8 2 条 乗車券の駅名及び旅客運賃の表示方は次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。
- (2) 普通乗車券にあつては、発駅名は乗車駅名をもって表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額をもって表示する。
- (3) 回数乗車券にあつては、発駅名は乗車の際表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額をもって表示する。
- (4) 団体乗車券又は貸切乗車券の乗車区間については、実際に乗降する駅名を表示する。

第 2 節 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)

第 8 3 条 片道乗車券及び往復乗車券の様式は、様式第 1 0 号のとおりとする。

第 3 節 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第 8 4 条 定期乗車券の様式は、様式第 1 1 号のとおりとする。

第 4 節 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第 8 5 条 回数乗車券の様式は、様式第 1 2 号のとおりとする。

第 5 節 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第 8 6 条 団体乗車券の様式は、様式第 1 3 号のとおりとする。

第 6 節 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第 8 7 条 貸切乗車券の様式は、様式第 1 4 号のとおりとする。

第6章 乗車券の改札及び引渡し

第1節 通則

(乗車券の改札)

第88条 旅客は、旅行を開始するとき又は旅行を終了したときは、所定の乗車券を所持し自動改集札機又は係員により改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同様とする。

(乗車券の引渡し)

第89条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第90条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改集札機又は係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際は、当該乗車券を自動改集札機による集札又は係員に引渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第91条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に当該乗車券を自動改集札機又は係員による改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちにこれを発売所又は係員に引渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第92条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改集札機又は係員による発駅名及び乗車日の捺印による改札を受けるものとし、旅行を終了した際は、当該乗車券を自動改集札機による集札又は係員に引渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

第93条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受ける

ものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

3 団体乗車券（団体分乗券）を使用する団体旅客の改札及び引渡しについては第90条の規定に準じる。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

（乗車変更等の取扱い箇所）

第94条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは駅において行う。ただし、旅客運賃の払戻しは、社が指定する駅、若しくは社が指定する箇所に限って取扱う。

（払戻し請求権行使の期限）

第95条 旅客は、旅客運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

（乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受又は払戻しをする場合の既収額）

第96条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の収受又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃を収受しているものとして収受又は払戻しの計算をする。ただし、払戻しの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更等の取扱い

第1款 通則

（乗車変更の種類）

第97条 旅客が、その乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗越し
- (2) 方向変更
- (3) 団体乗車変更

（乗車変更の取扱範囲）

第98条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限つ

て取扱う。

- 2 前項の場合において、方向変更については、非変更区間と変更区間とを通じた、経路の一部若しくは全部が復乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第 99 条 区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱いはしない。

(別途乗車)

第 100 条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるもの、又は旅客運賃の計算打切り等によって旅客の希望するとおり変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間又は種類について、別途乗車としてその区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

第 2 款 乗越し

(乗越し)

第 101 条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券又は回数乗車券に表示された着駅を、当該着駅を越えた駅に変更（この変更を「乗越し」という。）することができる。

(注) このような場合、定期乗車券を所持する旅客に対しては、別途乗車として取扱う。

- 2 乗越しをする場合は、次による旅客運賃を収受する。

(1) 普通乗車券

原乗車券に対して乗越しの取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃と原乗車券に表示された区間と乗越区間とを通算した普通旅客運賃の差額を収受する。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対して、適用のものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(2) 回数乗車券

原乗車券に対して乗越しの取扱いをする場合は、原乗車券に表示された旅客運賃と、原乗車券に表示された区間と乗越区間とを通算した普通旅客運賃の差額を収受する。この場合、原乗車券が割引回数乗車券（第 31 条規定により発売する通学用割引回数乗車券を除く。）であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対して、適用のものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第3款 方向変更

(方向変更)

- 第102条** 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受けて所持する普通乗車券に表示された着駅を当該着駅と異なる方向に変更(この変更を「方向変更」という。)することができる。
- 2 前項により方向変更する場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受するものとし、過剰額は払戻しをしない。この場合、原乗車券が割引乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第4款 団体乗車変更

(団体乗車券の行程変更)

- 第103条** 団体乗車券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、乗越し、方向変更又は乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、団体旅客全員が変更する場合で、社において運輸上支障がない場合に限って取扱う。
- 2 前項の取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃を収受する。
- (1) 乗越し
乗越区間について旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。
- (2) 方向変更
変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗区間に対する同一の計算による普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻ししない。
- 3 前各号の規定は、団体乗車券に表示された発駅を当該駅を越えた駅又は当該発駅と異なる方向の駅に変更する場合に準用する。

第3節 乗車変更等の取扱い

第1款 通則

(旅客運賃払戻しに伴う割引証等の返還)

- 第104条** 旅客は割引証等を提出して購入した乗車券について、払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

- 第105条** 旅客は、第62条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払戻しを請求することができない。

第2款 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第106条 旅客は、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 第74条の規定により無効となる乗車券（偽造乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (3) 自動改集札機又は係員による乗車券の改札を受けず入場し、又は集札を受けないで出場したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み又は回収の際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が第74条第1項第6号の規定により無効となる普通乗車券又は回数乗車券で乗車したときは、使用した各乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を乗車したのものとして計算した前項の規定により旅客運賃及び増運賃を当該旅客から収受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、その乗車券面に表示された人員を超過して乗車し又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第74条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第107条 第75条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて収受する。

- (1) 第75条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力の発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合は発売の日から、同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を、毎日1往復（又は2回ずつ）乗車したのものとして計算した普通旅客運賃。
- (2) 第75条第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、1往復乗車したのものとして計算した普通旅客運賃。
- (3) 第75条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき及び同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車

した区間に対する普通旅客運賃。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)

第 1 0 8 条 第 1 0 6 条第 1 項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車のある場合でその接続列車に乗りしたことが明らかなきは、その接続列車の出発駅）から乗りしたとみなして同条の規定を適用する。

第 3 款 乗車券類の紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

- 第 1 0 9 条** 旅客が旅行開始後、乗車券を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗りした区間については、第 1 0 6 条又は前条の規定による旅客運賃、増運賃を、前途の乗車区間については普通旅客運賃を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。
- 2 前項の場合の旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第 1 項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃の払戻し)

第 1 1 0 条 前条の規定によって普通旅客運賃、増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とを社が指定する駅に差出して、発見した乗車券 1 枚につき手数料 1 0 0 円を支払い、その旅客運賃について払戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃、増運賃を支払った日の翌日から起算して 1 箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券及び貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

第 1 1 1 条 旅客が団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であつて、係員がその事実を認定することができるときは、第 1 0 9 条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払戻しをしている場合を除く。

第 4 款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払戻し)

第 1 1 2 条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が未使用で、かつ、有効期間内又は有効日前であるときに限って、

これを駅に差出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。
この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき100円を支払うものとする。

- 2 前項の規定により払戻しの請求をした乗車券が、往復乗車を条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払戻し額は、同項の規定にかかわらず既に収受した往復旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に関する無割引きの普通旅客運賃を差引いた残額とする。

(旅行開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払戻し)

- 第113条** 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚(回数乗車券は11券片を1枚とする。)について220円を支払うものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃及び貸切旅客運賃の払戻し)

- 第114条** 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃又は貸切旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円(第39条に規定する保証金を納付して発行されたものについては、当該保証金の額に相当する額)を支払うものとする。
- 2 団体旅客又は貸切旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払戻すことがある。

(旅行開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第115条** 旅客が、普通乗車券を使用して旅行開始した後、旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができない。
- 2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第112条の規定を適用する。

(不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合)

- 第116条** 旅客は、次の各号に掲げる不乗区間については、旅客運賃の払戻しを請求することができない。
- (1) 第69条の規定により継続乗車中に旅行を中止した場合の不乗区間。
- (2) 第62条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

- 第117条** 旅客は、定期乗車券を使用開始した後、その定期乗車券が不要と

なった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払戻し請求当日は、経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は、1箇月として計算する。

3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

(1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。

(2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額。

(3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額。

(4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第118条 旅客は、回数乗車券を使用開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差出して、既に支払った回数旅客運賃から使用済み券片に対する、普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、220円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払戻し)

第119条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（30日を限度とする。）について乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、手数料として、乗車券1枚につき100円を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。

3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱い

を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間の延長の証明を受けたうえ、これを受けるものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病の場合の証明)

第120条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示する。

(旅客運賃の払戻しの特例)

第121条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合は、手数料100円収受して旅客運賃の払戻しの取扱いをする。

第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能、遅延等の場合の取扱い方)

第122条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する事由が発生した場合は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還及び他経路乗車の取扱いに限って、これを請求することができる。

(1) 列車が運行不能になったとき。

ア. 第123条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し。

イ. 第124条に規定する有効期間の延長。

ウ. 第125条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し。

エ. 第126条に規定する他経路乗車。

(2) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって乗車することができないとき。

ア. 第123条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し。

イ. 第124条に規定する有効期間の延長。

ウ. 第125条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し。

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券(定期乗車券及び回数乗車券を除く。)が不用となった場合は、その乗車券が有効期間内(前売り乗車券については、有効開始前を含む。)であるときに限って、これを駅に差出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求をすることができる。

(旅行中止による旅客運賃の払戻し)

第 1 2 3 条 前条第 1 項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、旅行中止駅から原乗車券に表示されている着駅までの区間に対する旅客運賃の払戻しをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、旅行中止駅から原乗車券に表示されている着駅までの区間に対する旅客運賃を、割引の運賃によって払戻しをする。

(乗車券の有効期間延長の取扱方)

第 1 2 4 条 第 1 2 2 条第 1 項の規定による乗車券の有効期間の延長の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

(1) 旅客は、乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合、あらかじめ関係駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

ア. 第 1 2 2 条第 1 項第 1 号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後 5 日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数。

イ. 第 1 2 2 条第 1 項第 2 号に定める事由の場合は、1 日

(2) 前号の場合、旅客は、乗車券に有効期間延長の証明を受けるものとする。

(3) 旅客が第 1 号の規定により、延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第 1 2 5 条 第 1 2 2 条第 1 項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。

(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

(3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは、他経路による。

(4) 無賃送還中は途中下車の取扱いをしない。

(5) 旅客が第 2 号及び第 3 号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払戻しの取扱いをしない。

(1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既収旅客運賃の全額。

(2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示されている発駅に至る途中駅まで

送還したときは、第 1 2 3 条の規定を準用する。この場合、同条中「旅行中止駅」とあるのは、「途中駅」と読み替える。

- 3 第 1 項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する場合は、当該券片をその後 1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱い)

第 1 2 6 条 第 1 2 2 条第 1 項の規程による他経路乗車の取扱いの場合、旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができる。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることはできない。

- 2 第 1 項の取扱いをする場合は過剰額の払戻し及び不足額の収受をしない。

(旅客運賃の払戻し駅)

第 1 2 7 条 第 1 2 3 条及び第 1 2 5 条の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅。
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅。

(運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

第 1 2 8 条 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間延長を請求し、又は次の定める金額の払戻しを請求することができる。

- (1) 定期乗車券

使用しない区間(2 区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。)の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数(第 2 9 条第 2 項の規定により端数となる日数を付加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数)で除し、その 1 円未満の端数を 1 円単位に切り上げた日割額に休止日数を乗じ端数計算した額。

- ア. 有効期間が 1 箇月のものにあつては 3 0 日
- イ. 有効期間が 3 箇月のものにあつては 9 0 日
- ウ. 有効期間が 6 箇月のものにあつては 1 8 0 日

- (2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除して端数計算した額。

第 6 款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第 1 2 9 条 旅客(定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。)が乗

車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(乗車券の誤購入の場合の取扱い方)

第130条 旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一、類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

第8章 入場券

(入場券の発売)

第131条 大人及び小児が乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする場合は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。この場合、入場者の年齢別区分及び小児の随伴については第43条第1項の規定を準用する。

(入場券の料金)

第132条 入場券の料金は1枚について大人110円、小児60円とする。

(入場券の効力)

第133条 入場券は発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、電車内に立ち入ることはできない。

(入場券が無効となる場合)

第134条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 発売駅以外の駅で使用したとき。
- (4) 大人が小児の入場券を使用したとき。
- (5) 入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第135条 入場券の様式は、別に定める。

(入場券の改札及び引渡し)

第136条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、その使用を終えたときは、直ちに係員に引渡すものとする。

(無札入場者)

第137条 乗車以外の目的で、入場券を所持しないで入場した場合又は第134条の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第132条の規定による入場券の料金を徴収する。

(入場券の発売制限等)

第138条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、入場券の発売を制限又は発売停止をすることがある。

(入場券の払戻し)

第139条 入場券の払戻しは行わない。

第9章 手回り品

(持込禁制品)

第140条 旅客は、次の各号の1に該当するものは、これを車内に持ち込むことができない。

- (1) 危険品及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉
- (4) 死体
- (5) 動物
- (6) 車両を破損するおそれがあるもの。
- (7) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。

(注) 別表第1号に定める適用除外の品目は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。

(制限手回り品)

第141条 前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当し、かつ、第142条に規定する範囲内のものは、これを車内に持ち込むことができる。

- (1) 危険品中適用除外の物品及びライター、懐炉等で危険のおそれがないもの。
- (2) 小鳥、昆虫、初生ひな又は愛玩用小動物及び魚介類で完全な容器に入れ、他の旅客の迷惑とならないもの。

(旅客の手回り品)

- 第 1 4 2 条** 旅客は、運輸上支障を生ずるおそれがないと認めたときに限り、3 辺の最大の和が 2 5 0 センチメートル以内のもので、その重量が 3 0 キログラム以内のものを 2 個まで車内に持ち込むことができる。ただし、長さが 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。
- 2 前項に規定する制限内であって、自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの。
- 3 旅客は、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められたときに限り、次の各号の 1 に該当する犬を車内に随伴させることができる。
- (1) 身体障害者補助犬法（平成 1 4 年法律第 4 9 号）第 1 6 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 1 2 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。
- (2) 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 4 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。
- (注) 旅客が自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバック等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(手回り品の点検)

- 第 1 4 3 条** 旅客が手回り品中に危険品又は第 1 4 0 条（2）項の規定による物品を収納している疑いがあるときは、車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することができる。
- 2 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 3 第 2 項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 4 0 条に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第 1 2 2 条第 2 項ア、ウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 4 第 2 項及び第 3 項の規定による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 5 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

- 第 1 4 4 条** 旅客が第 1 4 1 条及び第 1 4 2 条に規定する持込制限を越える物品又は第 1 4 0 条に規定する持込禁制品を車内に持ち込んだ場合は、その旅客を最近の駅に下車させ、乗車券は無効として回収する。

(手回り品の保管)

第 1 4 5 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

別表第1号

危険品品目表

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目
1 火 薬 類	(1) 火薬 イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆薬 イ 雷こうその他の起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケットその他の火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器、荷造ともの重量が1キログラム以内のもの。 (2) 振動、衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。 (3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動、衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの。
2 高 圧 ガ ス	(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス（二酸化炭素）、亜酸化窒素ガス（笑気ガス）、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、水素ガス、ネオンガスその他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液体プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フレオン12、フレオン22、液化シアン水素（液体青酸）、塩化エチル、塩化メチル（メチルクロライド）、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、酸化メタンその他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。 (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。 (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2リットル以内のもの又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの。

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目
3 マ ッ チ と 軽 火 工 品	(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッ チ、黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号え ん管、信号火せん、発煙信号か ん（発煙筒を含む）、発煙剤、 煙火、がん具煙火、競技用紙雷 管（大形紙雷管を含む）、がん具 用軽火工品、始動薬、冷始動薬 （始動栓、発火薬又は着火器と もいう）、冷始動発熱筒、始発 筒その他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り 品として車内に持ち込むことがで きる。 (1) 安全マッチで、容器、荷造と もの重量が3キログラム以内の もの。 (2) 導火線又は電気導火線で、容 器、荷造ともの重量が3キログ ラム以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管 及びその他のがん具用軽火工品 で容器、荷造ともの重量が1キ ログラム以内のもの。 (4) 信号えん管及び信号火せん で実重量が500グラム以内のも の。 (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発 熱筒及び始発筒で、容器、荷造 ともの重量が3キログラム以内 のもの。
4 油 紙 、 布 、 類	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有する その他の動植物性繊維	容器、荷造ともの重量が5キログ ラム以内のものは、手回り品として 車内に持ち込むことができる。
5 可 燃 性 液 体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベ ントナフタ、コールタール軽 油、ベンゼン（ベンゾー ル）、トルエン（トルオー ル）、キシレン（キシロール 又はザイロール）、メタノ ール（メチルアルコール又は 木精）、アルコール（変性ア ルコールを含む）、アセト ン、二硫化炭素、酢酸ビニル モノマ、エーテル、コロジオ ン、クロロシラン、アセトア ルデヒド、パラアルデヒド、 ジエチルアルミニウム、モノ クロライド、モノメチルアミ ン、トリメチルアミンの水溶 液、ジメチルアミン、ピリジ ン、酢酸アルミ、酢酸エチ ル、酢酸メチル、蟻酸エチ ル、プロピルアルコール、ビ ニルメチルエーテル、臭化エ チル（エチルプロマイド）、 酢酸ブチル、アルミアルコー	日常の用途に使用する小売店等で通常購入 可能な可燃性液体を含む製品（揮発油等の可 燃性液体そのものは除く）で、2リットル以 内のもの又は容器・荷造ともの重量が2キロ グラム以内のものは、手回り品として車内に 持ち込むことができる。ただし、中身が漏れ ることを防ぐための適当な方法で保護してあ るものに限る。

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目
5 可燃性 液体	ル、ブタノール（ブチルアルコール）、フーゼル油、松根油、テレピン油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス油）、重油（バンカー油、ディーゼル重油）、その他の可燃性液体及びその製品（ペンキ等） （２）ニトロベンゼン（ニトロベンゾール） （３）ニトロトルエン（ニトロトルオール）	
6 可燃性 個体	金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノールその他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造りとの重量が２キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7 吸 発 湿 火 物	ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した一つの重量が２０キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8 酸 類	（１）強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン（塩化スルフルルを含む）、沸化水素酸 （２）薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 （１）酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した０．５リットル以内のもの。 （２）薬液を入れた鉛蓄電池で堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの。
9 酸化 腐し よく 剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリ	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 （１）酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目
9 酸化腐 し ょ く 剤	ウム、晒粉、臭素（プロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロゾレゾルシン鉛、パラトルオール、スルホクロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87その他の酸化腐しゅく剤及びその製品	0.5リットル以内のもの。 (2) 晒粉及び酸化腐しゅく剤製品で、容器、荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。 (3) 水酸化カリウム（苛性カリ）で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した重量が25グラム以内のもの
10 揮散性 毒物	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、ノエロシリコン、塩化硫黄、クロルビクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器、荷造ともの重量が3キログラム以内のもの。
11 放射物 性質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
12 セルロ イド 類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。

番号 品目	危険品の品目	適用除外の品目
13 農 薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、D D T 剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 （１）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けないもの （２）拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量はその内容物の実重量を示すもので、容器、荷造等の重量は含まない。

別表第2号

営 業 キ ロ 程 表

(単位:キロメートル)

多摩 センター	0.9	1.7	2.6	3.7	4.7	5.5	6.7	8.0	9.5	10.2	10.6	11.8	12.4	13.0	13.5	14.5	15.3	16.0
松が谷	0.8	1.7	2.8	3.8	4.6	5.8	7.1	8.6	9.3	9.7	10.9	11.5	12.1	12.6	13.6	14.4	15.1	
大塚・ 帝京大学	0.9	2.0	3.0	3.8	5.0	6.3	7.8	8.5	8.9	10.1	10.7	11.3	11.8	12.8	13.6	14.3		
中央大学 明星大学	1.1	2.1	2.9	4.1	5.4	6.9	7.6	8.0	9.2	9.8	10.4	10.9	11.9	12.7	13.4			
多摩 動物公園	1.0	1.8	3.0	4.3	5.8	6.5	6.9	8.1	8.7	9.3	9.8	10.8	11.6	12.3				
程久保	0.8	2.0	3.3	4.8	5.5	5.9	7.1	7.7	8.3	8.8	9.8	10.6	11.3					
高幡不動	1.2	2.5	4.0	4.7	5.1	6.3	6.9	7.5	8.0	9.0	9.8	10.5						
万願寺	1.3	2.8	3.5	3.9	5.1	5.7	6.3	6.8	7.8	8.6	9.3							
甲州街道	1.5	2.2	2.6	3.8	4.4	5.0	5.5	6.5	7.3	8.0								
柴崎 体育館	0.7	1.1	2.3	2.9	3.5	4.0	5.0	5.8	6.5									
立川南	0.4	1.6	2.2	2.8	3.3	4.3	5.1	5.8										
立川北	1.2	1.8	2.4	2.9	3.9	4.7	5.4											
高 松	0.6	1.2	1.7	2.7	3.5	4.2												
立 飛	0.6	1.1	2.1	2.9	3.6													
泉体育館	0.5	1.5	2.3	3.0														
砂川七番	1.0	1.8	2.5															
玉川上水	0.8	1.5																
桜街道	0.7																	
上北台																		

別表第3号

旅 客 運 賃 表

(単位 : 円)

キ 口 程	普通旅客 運賃		定期運賃						回数旅客運賃 (3 箇月有効 11 枚)	
			通 勤			通 学				
	大人	小児	1 箇月	3 箇月	6 箇月	1 箇月	3 箇月	6 箇月	大人	小児
1	220 (110) ※	110 (60) ※	8, 110	23, 120	43, 800	4, 370	12, 460	23, 600	2, 200	1, 100
2										
3										
4	270	140	10, 140	28, 900	54, 760	5, 460	15, 570	29, 490	2, 700	1, 400
5										
6	320	160	12, 160	34, 660	65, 670	6, 550	18, 670	35, 370	3, 200	1, 600
7										
8	370	190	14, 190	40, 450	76, 630	7, 650	21, 810	41, 310	3, 700	1, 900
9										
10										
11	410	210	16, 230	46, 260	87, 650	8, 730	24, 890	47, 150	4, 100	2, 100
12										
13										
14										
15										
16										

※括弧内運賃は、割引運賃。隣接する一駅区間に適用する。
柴崎体育館～立川北・立川南～高松間も適用する。

様式第1号 (被救護者割引証)

表				裏	
被救護者旅客運賃割引証				裂印	
第.....号				指定番号	
乗車船区間		駅から 駅まで		經由	
乗車券の種類		片道 往復		被救護者 付添人 往復	
旅行証明書番号					
被救護者の氏名 及び年齢		(オ)			
付添人の氏名 及び年齢		(オ)			
割引率		5割			
有効期限		年 月 日まで			
.....年.....月.....日発行					
施設の所在地.....					
施設名.....					
代表者氏名.....					
(発行駅) (基本運賃)		(乗車券番号) (発売運賃)		割引コード 教 添 31 33	
9.1cm					

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。
- この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であつても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によつて購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によつて購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

備考 この様式は、必要に応じ変更することがある。

様式第2号 (定期乗車券購入申込書)

表面		裏面																																																																																																					
表面をお読みのうえ、ご記入ください。 オナマエ 「オナマエ」には氏名(カタカナ・アルファベット等)をフルネーム・左詰めでご記入ください。濁点等は1文字とし、姓と名の間は1マスあけてください。 性別 ☐ 男 ☐ 女 電話番号 電話番号(市外局番から)または携帯電話番号を左詰めでご記入ください。 生年月日 年号に レ点 をつけてください。 ※必ずしも記名PASMOをお持ちで定期券を購入される場合もご記入ください。 ※磁気定期券からPASMO定期券へ変更される場合も、お客さまの個人情報カードに登録いたしますので、ご記入ください。 ※個人情報をお正しくご記入いただかなかった場合、再発行や払い戻し等の本人確認を必要とする取扱いができません場合があります。 生年月日は年号にレ点をつけてください。 和暦の場合は年2桁、西暦の場合は年4桁を記入してください。 【記入例】 昭和48年5月19日 西暦1973年5月19日 定期券を購入するお客さまのみご記入ください。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">お申し込み内容</th> <th colspan="2">新規・継続</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期券の種類</td> <td>通勤</td> <td>大学</td> <td>通学</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>小児</td> <td>高校 中学 小学</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校名(通学の場合)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">乗車区間</td> <td colspan="2">駅から 駅まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">接続駅</td> <td colspan="2">多摩センター・高幡不動・立川南・立川北・玉川上水</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用開始日</td> <td colspan="2">年 月 日から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有効期間</td> <td colspan="2">1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月</td> </tr> </table> ※お支払い方法は現金のみとなります。 取扱事業者記載欄 <table border="1"> <tr> <td>小児用PASMO関係 個人情報変更時 本人情報変更時</td> <td> ☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳・知的障害者療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳(写真付) ☐ 外国人登録証明書 ☐ 学生証(写真付) ☐ 住民基本台帳カード(写真付) </td> <td> ☐ 障害者手帳・知的障害者療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳(写真付) ☐ 学生証(写真付) ☐ 社員証(写真付) </td> </tr> <tr> <td>連絡利用欄</td> <td> ☐ JR ☐ 西武 ☐ 京王 ☐ 小田急 ☐ 都営交通 ☐ 相鉄 ☐ 東急 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>記事欄</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		お申し込み内容		新規・継続		定期券の種類	通勤	大学	通学	大人	小児	高校 中学 小学	学校名(通学の場合)				乗車区間		駅から 駅まで		接続駅		多摩センター・高幡不動・立川南・立川北・玉川上水		使用開始日		年 月 日から		有効期間		1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月		小児用PASMO関係 個人情報変更時 本人情報変更時	☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳・知的障害者療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳(写真付) ☐ 外国人登録証明書 ☐ 学生証(写真付) ☐ 住民基本台帳カード(写真付)	☐ 障害者手帳・知的障害者療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳(写真付) ☐ 学生証(写真付) ☐ 社員証(写真付)	連絡利用欄	☐ JR ☐ 西武 ☐ 京王 ☐ 小田急 ☐ 都営交通 ☐ 相鉄 ☐ 東急		記事欄			裏面 ■PASMO・定期券購入申込書 (兼個人情報変更申込書) 以下の「個人情報の取扱い」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。 ■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOの個人情報変更をするお客さまの場合 ○記名PASMOに関して記入していただいた個人情報(株)バスモで管理します。 ○お客さまに記入していただいた個人情報(株)バスモの取扱いについては次のとおりです。 ①記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申し込み内容の確認 ②(株)バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認 (記名PASMOの取得時等) ○PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善 ○(株)バスモは、記入していただいた個人情報、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。 ○(株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発売にかかわるお申し込み内容の確認を目的として、個人情報(株)バスモの氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、(株)バスモとします。 ■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合 ○定期券に関して記入していただいた個人情報(株)バスモで管理します。 ○お客さまに記入していただいた個人情報(株)バスモの取扱いについては次のとおりです。 ①定期券の購入・変更・払い戻し等のお申し込み内容の確認 ②当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認(定期券の取得時等) ○当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。 【お申し込み内容】枠内に「○」を記入してください。 <table border="1"> <tr> <th colspan="6">購 入</th> </tr> <tr> <th colspan="2">記名PASMO</th> <th colspan="2">PASMO定期券</th> <th colspan="2">磁気定期券</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>PASMOも購入</td> <td>お持ちのPASMOを使用</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>大人用</td> <td>小児用</td> <td>大人用</td> <td>小児用</td> <td>大人用</td> <td>小児用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="6">変 更</th> </tr> <tr> <td colspan="2">磁気定期券からPASMO定期券へ</td> <td colspan="2">無記名PASMOから</td> <td colspan="2">PASMOの個人情報変更</td> </tr> <tr> <td colspan="2">PASMOも購入</td> <td colspan="2">お持ちのPASMOを使用</td> <td colspan="2">記名PASMOへ</td> </tr> <tr> <td>大人用</td> <td>小児用</td> <td>大人用</td> <td>小児用</td> <td>大人用</td> <td>小児用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※記名PASMOと定期券の記名人が一致しない場合、PASMO定期券は購入できません。 PASMO 購入金額 000 円 ※購入金額は1,000円単位20,000円までです。購入金額にはデビット500円を含みます。 裏面にも記入項目がございます。 株式会社バスモ・多摩都市モノレール株式会社		購 入						記名PASMO		PASMO定期券		磁気定期券				PASMOも購入	お持ちのPASMOを使用			大人用	小児用	大人用	小児用	大人用	小児用							変 更						磁気定期券からPASMO定期券へ		無記名PASMOから		PASMOの個人情報変更		PASMOも購入		お持ちのPASMOを使用		記名PASMOへ		大人用	小児用	大人用	小児用	大人用	小児用						
お申し込み内容		新規・継続																																																																																																					
定期券の種類	通勤	大学	通学																																																																																																				
	大人	小児	高校 中学 小学																																																																																																				
学校名(通学の場合)																																																																																																							
乗車区間		駅から 駅まで																																																																																																					
接続駅		多摩センター・高幡不動・立川南・立川北・玉川上水																																																																																																					
使用開始日		年 月 日から																																																																																																					
有効期間		1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月																																																																																																					
小児用PASMO関係 個人情報変更時 本人情報変更時	☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳・知的障害者療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳(写真付) ☐ 外国人登録証明書 ☐ 学生証(写真付) ☐ 住民基本台帳カード(写真付)	☐ 障害者手帳・知的障害者療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳(写真付) ☐ 学生証(写真付) ☐ 社員証(写真付)																																																																																																					
連絡利用欄	☐ JR ☐ 西武 ☐ 京王 ☐ 小田急 ☐ 都営交通 ☐ 相鉄 ☐ 東急																																																																																																						
記事欄																																																																																																							
購 入																																																																																																							
記名PASMO		PASMO定期券		磁気定期券																																																																																																			
		PASMOも購入	お持ちのPASMOを使用																																																																																																				
大人用	小児用	大人用	小児用	大人用	小児用																																																																																																		
変 更																																																																																																							
磁気定期券からPASMO定期券へ		無記名PASMOから		PASMOの個人情報変更																																																																																																			
PASMOも購入		お持ちのPASMOを使用		記名PASMOへ																																																																																																			
大人用	小児用	大人用	小児用	大人用	小児用																																																																																																		

表		
契印		
No.		
通 学 証 明 書		
学 校 種 別 又は指定番号		区 分
通学者の氏名・ 年 齢 及 び 性 別	男 (才) 女	
通学者の居住地	電話()	
部 科 及 び 学 年	部	科 学 年 (年 次)
証 明 書 番 号		
通 学 区 間	駅	駅 間 ・ 経 由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年	月 日 から
通 学 証 明 書 の 有 効 期 限	年	月 日 まで
証 明	年.....月.....日発行 学 校 所 在 地 学 校 名 学校代表者氏名 代 表 者 職 印	
1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで(1箇月間)です。 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入(性別は、該当のものを○で囲む。)してください。 3 この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発 行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm

(裏無地)

様式第4号（旅客運賃割引証）

放送大学学生旅客運賃割引証			
第.....号			
利用運輸機関名			
乗車区間	駅から 駅まで 経由		
乗車券の種類	回数券		
部科及び学年	教養学部第 学年（年次）		
学生証番号			
使用者の氏名 及び年齢	(歳)		
割引率	2割		
有効期間	学生証発行日から1ヶ月		
.....年.....月.....日発行			
学校所在地.....			
学校名			
学校代表者 氏名	印		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備考)
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

(この学割証の使用上の注意)

- (1) 通学用割引（普通）回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。
- (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (4) この割引証によって購入した通学用割引（普通）回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- (5) この割引証によって購入した通学用割引（普通）回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は係員の請求があるときは、呈示してください。

(2) 通信教育学校生徒用

表		裏	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		(この割引証の使用上の注意)	
第.....号		(1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。	
乗車船区間	駅から 駅まで 経由	(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。	
乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊	(3) ※印の欄は、使用者がインキで記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）してください。	
部科及び学年	第 学年（年次）	(4) ※印の欄以外の事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。	
証明書番号		(5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。	
使用者の氏名 及び年齢	(才)	(6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。	
割引率	旅客鉄道会社線 2割	(7) この割引証によつて購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。	
有効期間	年.....月.....日から年.....月.....日まで	(8) この割引証によつて購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。	
.....年.....月.....日発行		(9) この割引証の有効期間は、表記の期間（面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで）です。	
学校所在地.....			
学校名			
学校代表者氏名	代表者 職 印		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41

12.8 cm

9.1 cm

備考（1）この割引証は、緑色刷りとする。

（2）この様式は、必要に応じ変更することがある。

様式第5号（団体旅客運送申込書）

団 体 旅 客 運 送 申 込 書											
団体申込者		住所									
		氏名								印	
下記の行程により団体旅客運送の申込みをいたします。											
団体名		学年： 年生 同行者携帯 - - 電話() - 引率責任者 FAX () -									
申込人数		大人		小児		教職員		生徒・児童		合計	
		人		人		人		人		人	
種別		普通 ・ 学生				天候による有無		決行・小雨決行・中止			
申込日		年 月 日				申込駅		駅			

輸送希望列車				※ 輸送決定列車				
乗車月日	乗車駅	降車駅	発時刻	列車番号	乗車駅	降車駅	発時刻	着時刻
／			：				：	：
／			：				：	：
／			：				：	：
／			：				：	：
／			：				：	：
／			：				：	：

※ 引受番号		※ 団体券発行駅		※ 団体券引渡駅	
※ 受付日	年 月 日	※ 引受日	年 月 日	※ 扱者	
備考					

1. ご記入いただいた内容は、団体乗車券の発売・申込内容の確認・お客様へのご連絡のために利用させていただきます。

2. 太線内をご記入下さい。（※印の欄は係員が記入します。）

3. 学生団体の場合は、学校長名を記入のうえ職印を押して下さい。

4. お問い合わせ

多摩センター駅 (電 話)042-339-3001
 (FAX)042-339-3001

立川北駅 (電 話)042-523-0331
 (FAX)042-523-0332

高幡不動駅 (電 話)042-591-2170
 (FAX)042-591-2170

玉川上水駅 (電 話)042-566-0881
 (FAX)042-566-0881

多摩都市モノレール株式会社

様式第6号（団体旅客運送引受書）

団 体 旅 客 運 送 引 受 書

引受番号 号
年 月 日

殿

多摩都市モノレール株式会社

年 月 日お申し込みの団体旅客については、下記の条件によって運送の引受をいたします。

記

1. 列車運行等の都合によって、引受内容の一部を変更することがあります。
2. 天災地変その他運輸上の都合によって、列車の運行が不能と成った場合は、この引受けを取り消すことがあります。
3. 乗車方法については、当社の指示に従ってください。
4. 前各号のほか、旅客運送に関する諸規定を守ってください。

1. 団体種別
2. 団体名
3. 申込人員

大 人 人
小 児 人
計 人
付添人 人
教職員 人

4. 行 程

月 日	区 間	列 車	発時刻	着時刻	記 事

様式第 7 号（通学定期乗車券用証明書）

（1）一般用

表		裏	
6 cm	契印 証 明 書 No. 下記の者は、当校 所属 部（科） □ の学生（生徒） 学年第 学年（ 年度生） であることを証明する。氏名（ 才） 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日発行 写 真 契印 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 代表者 職 印	（注 意） (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によつて乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によつて学籍を失つたときは、直ちに、発行者に返さなければならない。	
	8.5cm		

（2）通学定期乗車券購入兼用

表		裏																																					
6 cm	契印 証 明 書 No. 下記の者は、当校 所属 部（科） □ の学生（生徒） 学年第 学年（ 年度生） であることを証明する。氏名（ 才） 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日発行 写 真 契印 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 代表者 職 印	年 月 日まで有効 通学区間 . 間 通学定期乗車券発行控 <table border="1"><thead><tr><th>発行年月日</th><th>有効期間</th><th>発行駅</th><th>記 事</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月		
	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																			
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
17cm	通学定期乗車券発行控 <table border="1"><thead><tr><th>発行年月日</th><th>有効期間</th><th>発行駅</th><th>記 事</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>箇月</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> （注 意） (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によつて乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。 (3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によつて学籍を失つたときは、直ちに、発行者に返さなければならない。		発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月							
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																				
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						
	箇月																																						

様式第 8 号（旅行証明書）

表		裏	
8.5cm	契印		（注 意） (1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。 (5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
	旅 行 証 明 書 No.....		
	下記の者は、当施設□の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。		
	氏 名 _____ (才)		
	付添人氏名 _____ (才)		
	乗車船区間 _____ 駅から ()		
	_____ 駅まで		
	_____ 年 _____ 月 _____ 日 発 行		
	発 行 者		
	所 在 地		
施 設 名			
施設代表者氏名			
代表者 職 印			
6 cm			

様式第 9 号（字模様）



様式第10号（普通乗車券）

（1）片道乗車券



（2）往復乗車券



様式第11号（定期乗車券）

通勤定期乗車券

通勤1箇月	(多摩都市モノレール)	No.13748
立川北↔上北台		
11月21日から		
2019.12.20まで		
12,010円	男	
2019.11.21	タマ タロウ様30才	立川北駅1発行

通学定期乗車券

通学1箇月	(多摩都市モノレール)	No.13749
多摩センター 中央大学・明星大学		
11月22日から		
2019.12.21まで 継続		
4,310円	女	
2019.11.21	タチカワ ハナコ様18才	立川北駅1発行

様式第12号（回数乗車券）

(多摩都市モノレール)	
回数券	
2019.11.22	まで有効
210	円 区間
大人(11枚)2000円	
下車前途無効 2019.-8.23	
0221-01 窓口1本社	

(多摩都市モノレール)	
回数券	
2019.11.22	まで有効
210	円 区間
小児(11枚)1000円	
下車前途無効 2019.-8.23	
0222-01 窓口1本社	

様式第13号（団体乗車券）

(多摩都市モノレール)				団体乗車券		普通団体		往 路	
多摩センター				➡		上北台			
乗車日 2019. - 9. 30									
大 人:	25名	大人:	17290円						
小 児:	25名	小児:	9000円						
内無賃:	1名	合計:	26280円						
2019. - 9. 29 0134 14:31 宛先1 本 社									

様式第14号（貸切乗車券）

(多摩都市モノレール)	
貸 切 乗 車 券	
乗 車 区 間	_____ ⇄ _____
乗 車 日	____年____月____日
人 数	_____人
金 額	_____円
記 事	
多摩都市モノレール株式会社	